

岩手県監査委員告示第58号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月2日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局教育企画室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年8月20日

イ 本監査実施日 平成26年9月5日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
高等学校奨学事業費補助金返還金の調定に当たり、実績報告書受理後相当期間経過してから調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	調定票の添付書類等で、その根拠となる日付及び金額を重点として確認するものとし、複数職員のチェックを徹底することにより、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月31日

イ 本監査実施日 平成26年9月1日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県有財産の貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが12件、86,384円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入科目を誤っていた調定については、平成26年度分の収納更正を行った。今後、相互チェックを徹底することにより再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局スポーツ健康課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月18日

イ 本監査実施日 平成26年8月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、完了確認が不十分なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	完了確認が不十分なものがあつた委託業務については、完了書類を精査し、適正額とするよう所要の手続きを行うこととした。 今後は、県営体育施設の委託業務完了時において、複数での審査体制にするなど徹底を図るとともに、指定管理者

との連携を図りながら再発防止に努めることとした。